



〈保育所〉



〈小学校〉

運動会シーズン



〈鹿塩会場〉



〈大河原会場〉

2006 広報

10

No.182

おおしか

◇平成18年10月発行／大鹿村役場 ◇印刷／龍共印刷株式会社

平成18年9月

大鹿村議会定例会報告

九月大鹿村議会定例会が九月十五日から二十二日まで、八日間の会期で開催されました。付議事件十四件、議員発議三件、請願一件、陳情一件が上程され、付議事件と議員発議は、原案どおり承認と可決をされました。請願は採択され、議員発議により意見書の提出がされ、陳情は議員発議と同様の趣旨であったため、採択とみなして上局に意見書が提出されました。また、一般質問は、一人の議員からありました。

付議事件

- 議案第一号** 大鹿村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第二号** 平成十七年度大鹿村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第三号** 平成十七年度大鹿村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第四号** 平成十七年度大鹿村立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第五号** 平成十七年度大鹿村営水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第六号** 平成十七年度大鹿村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第七号** 平成十七年度大鹿村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第八号** 平成十八年度大鹿村一般会計補正予算（第三号）について
- 議案第九号** 平成十八年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について
- 議案第十号** 平成十八年度大鹿村立診療所特別会計補正予算（第一号）について
- 議案第十一号** 平成十八年度大鹿村営水道特別会計補正予算（第一号）について
- 議案第十二号** 平成十八年度大鹿村老人保健医療特別会計補正予算（第一号）について
- 議案第十三号** 平成十八年度大鹿村介護保険特別会計補正予算（第一号）について

議員発議

- 発議第一号** 集配局の廃止再編計画に反対する意見書の提出について
- 発議第二号** 児童相談所の児童福祉司、児童心理司の大幅な増員を求める意見書の提出について
- 発議第三号** 児童相談所の児童福祉司、児童心理司の配置基準に関する意見書の提出について

請願

- 児童相談所の児童福祉司、児童真理司の増員を求める意見書提出に関する請願書

陳情

- 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情について

一般質問

「熊谷 英俊議員」

* 自治会懇談会について具体的な成果は

（村長）これから各自治会の中で話し合いをしていきますので、様々な角度からご意見をいただきたい。皆で作ったとの共有感をもってほしい。

* 旧小渋橋の保存・活用について

（村長）県の近代土木遺産は建造後五十年経過が指定の

根拠である。
修理については、今すぐには考えられない。強度など診断を受ける必要があると考えている。手すりの対策など現状の変更はできないものと思う。

村の人事についてお知らせします

大鹿村教育委員の上島 巖さんが、九月三十日に任期満了となって退任され、文満の高原 民男さんが九月定例会において同意され、新たに教育委員として活躍いただけることになりました。任期は、平成十八年十月一日から平成二十二年九月三十日までとなっています。



美しいむらづくり・住民と行政の協働事業

国道152号線ガードパイプの塗替え作業を行いました

9月24日日曜日午前中、アスナロボランティアと大鹿村役場の共催で、国道152号線のガードパイプの塗替え作業を行いました。

当日は、天候にも恵まれ、ボランティアのメンバーや役場職員だけでなく、多くの村民の皆さんが参加し、大鹿歌舞伎や紅葉などの秋の観光シーズンまでにより美しい大鹿村にしようと汗を流しました。

この事業は長野県のコモンズ支援金の助成により実施したもので、自律を選択した村として、小さくても輝く「日本で最も美しい村」を目指し、住民と行政の協働をより一層進めてまいります。



アスナロボランティア
吉川詩子会長あいさつ



60人を超える皆さんが集まりました
まずは、作業内容の説明と塗装技術の講習会です



最初に汚れ落としガードパイプの長さは約1,200メートルもあります
アスナロボランティアの皆さんが育てた花がきれいに咲いています



いよいよペンキ塗り
本日の作業ではさび止めを塗ります



木々の緑にとけ込んで
ぐっと落ち着いた感じになりました



(塗装指導・協力 豊光堂さん)

平成17年度 決算について

平成17年度の一般会計及び特別会計の決算が9月定例会で認定されました。

一般会計の決算額は、歳入が18億7,242万円、歳出が18億5,145万円で、昨年に比べ歳入で3.0%、歳出で2.1%とそれぞれ減少し、歳入歳出差引額は2,097万円となりました。

歳入

歳入総額の内、村の自主財源は、村税を中心に3億9,392万円余りで全体の21.0%しかなく、残りの79.0%は地方交付税を中心にした依存財源に頼っています。これらは今後の国の施策に左右され、今後も厳しい歳入状況が続くと思われます。

●歳入額増減の主な要因

単位：万円

項 目	増減額	要 因
村 税	△1,394	大鹿発電所等の固定資産交付金の減（減価償却）
地方交付税	263	段階補正、単位費用等の見直し
国庫支出金	2,896	公共土木災害復旧費等の減額及び消防防災施設等整備事業補助金等の増額
県支出金	△6,311	新山振事業の完了、緊急地域雇用創出特別交付金の減額
繰 入 金	△945	文教施設基金繰入額、公共施設等基金の減額
諸 収 入	682	授産施設受託収入の増額
村 債	△4,210	臨時財政対策債の減（交付税の振替え分）

●村税の内訳

単位：万円

税 目	収入額
村 民 税	2,487
固 定 資 産 税	20,672
軽 自 動 車 税	373
村 た ば こ 税	378
入 湯 税	53

歳出

歳出では、新山振事業、道路環境整備事業等の事業が完了したため投資的経費は大幅な減額となりました。経常的な経費においては人事院勧告により人件費の抑制が図られ全体的に減少しています。今後も、財政の健全化を確保しながら、行政課題に対応できる効率的な財政運営を進めていきます。

●平成17年度に実施した主な事業

単位：万円

一般会計	事 業 名	決算額
総 務 費	村外通勤者補助	411
	衆議院議員選挙・農業委員選挙経費	427
	除雪経費	379
	公共交通システムの検討	366
	国勢調査等指定統計経費	157
	地籍調査	2,595
	同報無線整備事業	15,422
民 生 費	社会福祉協議会委託・補助	690
	福祉施設入所措置	939
	身体障害者 支援	2,917
	保育所耐震診断	254
衛 生 費	患者輸送車運営、更新経費	674
	成人病予防事業（検診等）	1,121
	合併浄化槽設置費補助	682
	し尿処理委託・負担	1,645
農 林 水 産 業 費	ごみ収集運搬処理委託	2,520
	有害鳥獣駆除	622
	中山間直接支払い	489
	緩衝帯整備事業	189
	森林整備地域活動支援交付金	142
	林道整備事業（大萱・中峰黒川・鳥倉・高森山線）	8,348
	造林事業	3,028
商 工 費	廃止代替バス運行委託	1,461
	商工振興事業補助	484
	観光協会補助	120
	観光施設修繕	339

一般会計	事 業 名	決算額
土 木 費	村道維持修繕	1,073
	村道改良（沢井・河合・沢戸中沢・上市場線他）	9,367
	県営事業負担金（県道改良他）	488
	道路台帳整備	421
消 防 費	広域消防負担金	4,006
	消防団活動経費	1,131
	移動系無線設備改修事業	315
教 育 費	歌舞伎保存会補助	137
	高校通学バス等補助	168
	スクールバス運行	664
	文化財案内看板設置事業	111
	映画製作支援	225
災 害 復 旧 費	交流センター施設修繕工事	445
	林道災害	257
	衛生施設災害	481
公 債 費	起債の元利償還金（借入金の返済）	44,604
基 金 費	基金への積立金（預金）	7,463

●特別会計

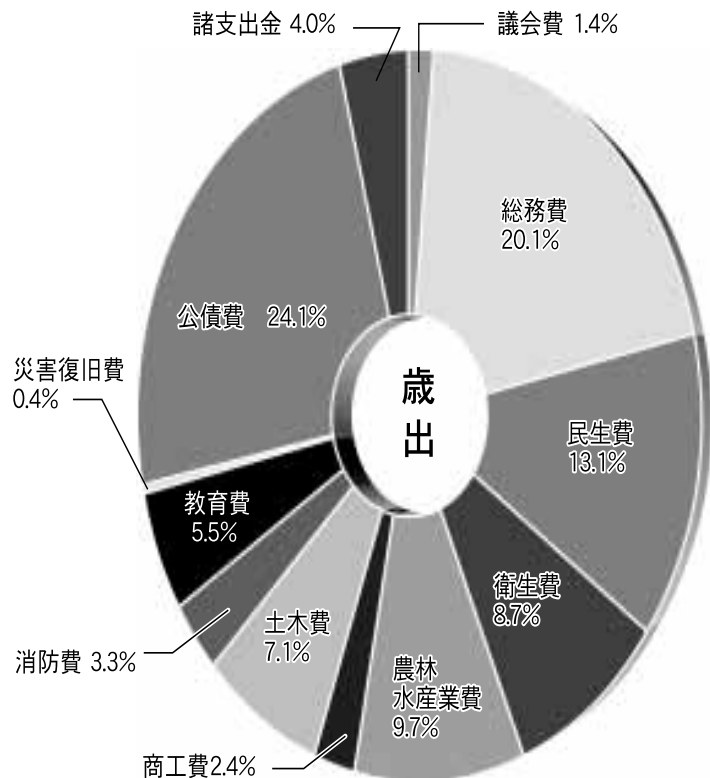
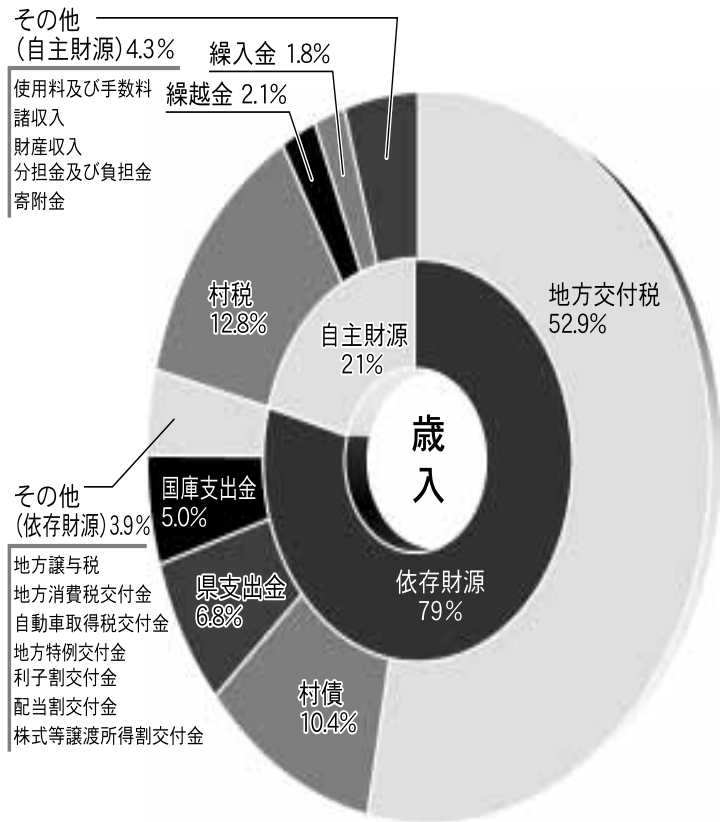
単位：万円

会 計	歳 入	歳 出	差引額
国民健康保険特別会計	15,950	14,352	1,598
村立診療所特別会計	11,677	11,648	29
村営水道特別会計	9,796	9,690	106
老人保健医療特別会計	22,947	22,947	0
介護保険特別会計	14,294	13,693	601

平成17年度 決算

単位：万円

歳 入	決算額		前年度対比	
	17年度	16年度	比較	前年度比
村 税	23,963	25,357	△ 1,394	△ 5.5%
地 方 譲 与 税	3,937	3,674	263	7.2%
利子割交付金	57	98	△ 41	△ 41.8%
配当割交付金	17	11	6	54.5%
株式等譲渡所得割交付金	29	13	16	123.1%
地方消費税交付金	1,538	1,690	△ 152	△ 9.0%
自動車取得税交付金	1,413	1,494	△ 81	△ 5.4%
地方特例交付金	238	291	△ 53	△ 18.2%
地 方 交 付 税	98,960	95,990	2,970	3.1%
分担金及び負担金	134	151	△ 17	△ 11.3%
使用料及び手数料	3,565	3,376	189	5.6%
国 庫 支 出 金	9,380	6,484	2,896	44.7%
県 支 出 金	12,761	19,072	△ 6,311	△ 33.1%
財 産 収 入	445	521	△ 76	△ 14.6%
寄 附 金	50	1	49	皆増
繰 入 金	3,447	4,392	△ 945	△ 21.5%
繰 越 金	4,006	3,648	358	9.8%
諸 収 入	3,782	3,100	682	22.0%
村 債	19,520	23,730	△ 4,210	△ 17.7%
計	187,242	193,093	△ 5,851	△ 3.0%



歳 出	決算額		前年度対比	
	17年度	16年度	比較	前年度比
議 会 費	2,586	2,616	△ 30	△ 1.1%
総 務 費	37,304	22,111	15,193	68.7%
民 生 費	24,273	24,297	△ 24	△ 0.1%
衛 生 費	16,170	24,933	△ 8,763	△ 35.1%
農林水産業費	17,951	24,518	△ 6,567	△ 26.8%
商 工 費	4,506	3,972	534	13.4%
土 木 費	13,209	19,364	△ 6,155	△ 31.8%
消 防 費	6,150	7,120	△ 970	△ 13.6%
教 育 費	10,181	12,528	△ 2,347	△ 18.7%
災 害 復 旧 費	748	3,104	△ 2,356	△ 75.9%
公 債 費	44,604	43,298	1,306	3.0%
諸 支 出 金	7,463	1,226	6,237	508.7%
計	185,145	189,087	△ 3,942	△ 2.1%

下伊那北部5町村

平成17年度決算の財政状況等を公開します

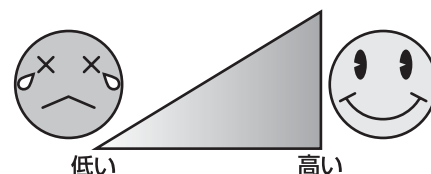
項 目	大鹿村	豊丘村	松川町	高森町	喬木村
人 口 (H17.10.1 国勢調査)	1,356人	7,068人	14,120人	12,975人	6,917人
世 帯 数 (//)	561世帯	1,985世帯	4,197世帯	3,895世帯	2,040世帯
面 積	248.35km ²	76.85km ²	72.90km ²	45.26km ²	66.62km ²
人 口 密 度	5人	92人	194人	287人	104人
65歳以上の人口割合(H18.4.1現在)	49.1%	28.3%	25.5%	25.1%	28.6%
H17年度 普通会計歳出決算額	1人当り 137万円 決算総額 18億5,145万円	51万円 36億1,216万円	36万円 51億1,366万円	37万円 48億5,743万円	46万円 32億764万円
標 準 財 政 規 模	12億1,057万円	22億679万円	38億530万円	34億3,342万円	22億5,467万円
財 政 力 指 数	0.221	0.295	0.369	0.408	0.243
経 常 収 支 比 率	74.7%	73.4%	77.2%	77.3%	81.8%
普通会計の基金 (積立金) 残高	1人当り 134万円 積立金総額 18億1,407万円	28万円 19億6,265万円	21万円 28億9,975万円	4万円 5億8,347万円	30万円 20億9,632万円
普通会計の借金 (地方債) 残高	1人当り 231万円 借金総額 31億3,327万円	54万円 38億3,488万円	48万円 68億1,473万円	58万円 74億9,323万円	41万円 28億7,034万円
実 質 公 債 費 比 率	17.2%	12.5%	15.9%	12.6%	10.6%
職員数 (特別会計・企業会計含む)	総 人 数 39人 人口千人当り 28.8人	67人 9.5人	117人 8.3人	97人 7.5人	59人 8.5人

各指標の「住民一人当り」数値は、H17国勢調査人口を用いた

■各種財政指標を説明

財 政 力 指 数 数値が高いほど財政力が強い

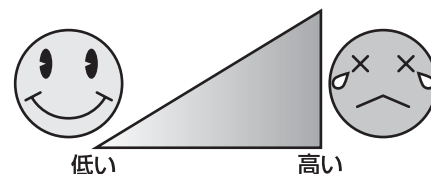
自治体の財政基盤の強弱を示す数値で、標準的な行政運営に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表すものです。この数値が「1」に近いほど、町村の行政運営を町村税で賄えているということで、反対にこの数値が低いほど地方交付税に依存していることとなります。



★全国町村平均； 0.39 / 県内町村平均； 0.329

経 常 収 支 比 率 数値が高いほど財政構造が硬直化

経常一般財源（毎年連続して経常的に入ってくる財源の中で、町村税や交付税などその用途が特定されず自由に使える財源）総額のうち、経常経費（人件費、扶助費、公債費など義務的性格の経常経費）に充当された部分の割合を示します。自治体の財政運営の弾力性を測る指標です。



★全国町村平均； 90.4% / 県内町村平均； 83.0%

実質公債費比率 基準(25%)を超えると、新たな借金に「待った」が…

平成18年度から、自治体が新たな起債を起こす手続きが原則「自由化」（従来は県の許可制）されたことに伴い、新たに定められた指標です。

その町村の標準財政規模（概ね経常一般財源と同規模）に対し、実質的な公債費（普通会計のみならず、全ての会計の返済金など）が、どれくらいの比率であるかを表し、この数値が高いほど、公債費（借金返済金）の割合が高く、財政を圧迫していることとなります。



25%を超えると、一部の起債が認められず、自主的な財政運営が制限されます。

★ 県内町村平均； 17.0% (全国町村平均は現在発表なし)

無保険・無共済バイクをなくしましょう!!

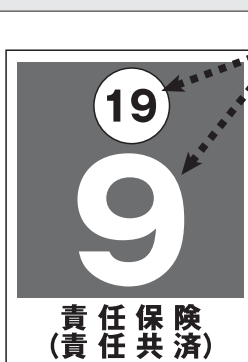
自賠責入ってますか？

自賠責保険・共済に加入しないで運転すると…

- 1年以下の懲役または50万円以下の罰金。
(自賠法第86条の3)
- さらに違反点数は6点となり、免許停止
処分等となります。(道路交通法第103
条、第108条の33)



早めの継続手続きを！



満
期
年
月
で
す
！

※原動機付自転車の場合、保険・共済標章(ステッカー)をナンバープレート左上部(ナンバープレートに貼付することが困難な場合には、原動機付自転車の前面)に貼付することが義務付けられています。これに違反した場合、30万円以下の罰金が課せられます。
(自賠法第88条)

自賠責保険・共済…

万一の交通事故の際の、基本的な対人賠償を目的として、バイク・原動機付自転車を含む全ての自動車に、法律で加入が義務付けられています。

また、フォークリフトなどの小型特殊自動車(農耕作業用を除く)についても、道路を一度でも走行する場合は、加入が必要です。

加入の手続きは…

損保会社あるいは共済組合へ連絡の上、契約窓口へ保険料・共済掛金を添えて申し込んでください。自賠責保険・共済証明書と保険・共済標章(ステッカー)が発行されます。

なお、小型特殊自動車については、保険・共済標章(ステッカー)は発行されません。

補償内容は…

被害者1名についての支払限度額は次のとおりです。

対人賠償事故についてのみ支払われます。対物賠償事故や運転者自身のケガ等は補償されません。

死 亡	傷 害	後遺障害(等級により)
3,000万円	120万円	75～4,000万円

保険料・共済掛金は…2006年9月現在

契約期間		60か月	48か月	36か月	24か月	12か月
車 種	本 土	17,510円	15,100円	12,650円	10,140円	7,580円
	そ の 他	5,770円	5,620円	5,460円	5,300円	5,140円

注) 小型特殊自動車等の保険料・共済掛金については、損保会社・共済組合にお問い合わせください。

契約期間が長いほど保険料・共済掛金が割安になっておりますので、継続漏れを防ぐためにも、なるべく長い契約期間をお選びください。

日本損害保険協会・外国損害保険協会・JA共済・全労災・全自共・交協連
後援：国土交通省

税 務 だ よ り

平成18年10月号

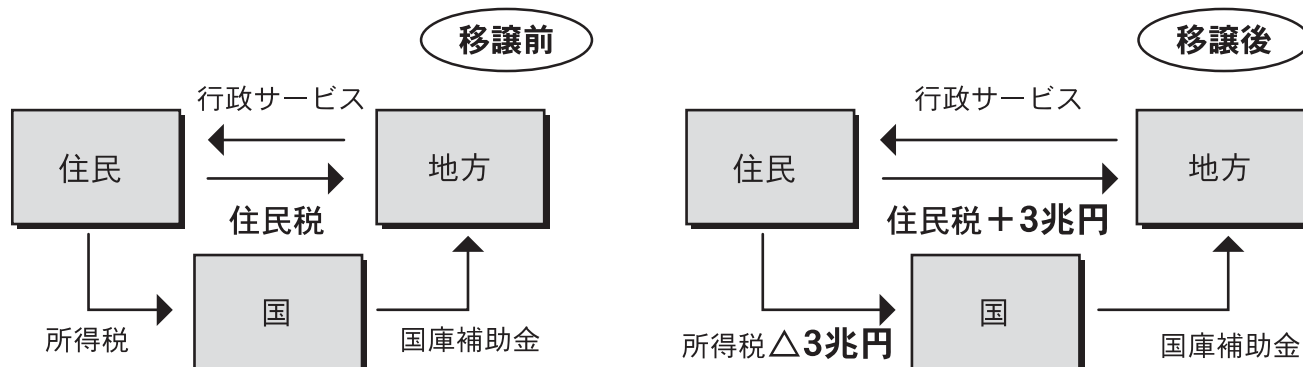
国から地方へ… 国（所得税）から地方（住民税）へ3兆円の税源が移譲されます。
平成19年から税源移譲によって住民税が変わります。

Q どうして変わるの？

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その財政システムは必ずしも自主性が高いとはいえません。

このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。



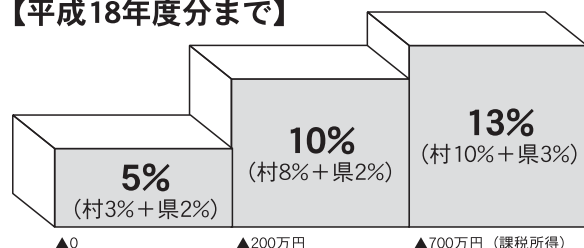
Q どう変わるの？

A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。
※この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。

【平成18年度分まで】



【平成19年度分から】



- 200万円までの課税所得は税率5%
- 200～700万円までの課税所得は税率10%
- 700万円超の課税所得は税率13%
- ◎たとえば、課税所得が300万円の場合…
200万円×5%+(300万円-200万円)×10%=20万円

課税所得にかかわらず、一律10%

◎たとえば、課税所得が300万円の場合
300万円×10%=30万円

※実際の税額は、この他に人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。

●課税所得とは？…みなさんの給与や事業収入等は税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とはこの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

各地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、みなさんが納めている住民税が平成19年度分から大きく変わります。

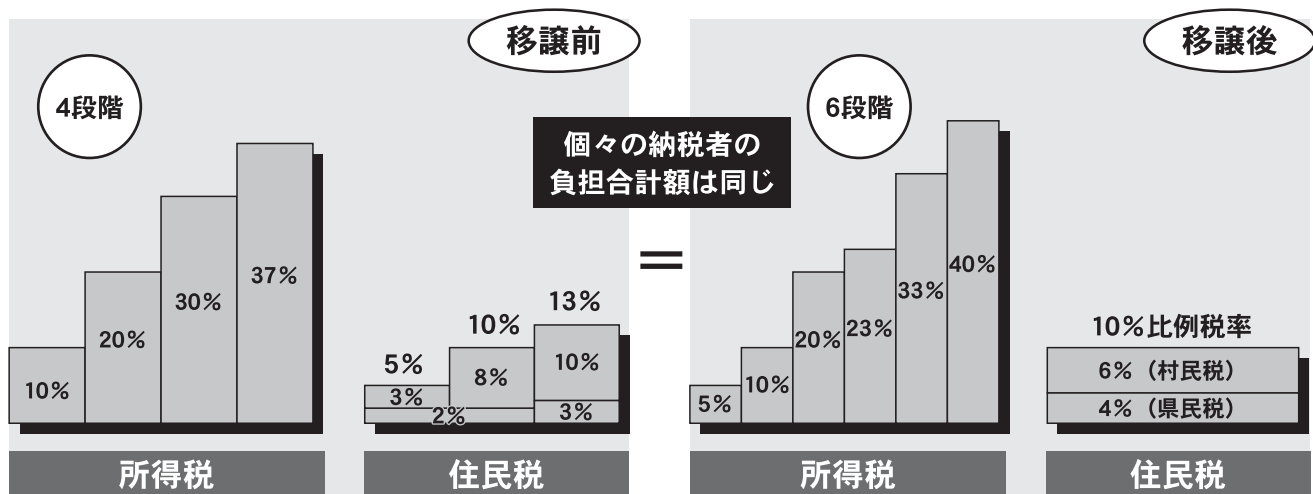
Q 税負担は増えるの？減るの？

A 税源移譲によって住民税が増えても所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

★注意★このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税（所得税）の税率構造も見直されます。住民税については最低税率が5%→10%に引き上げ、最高税率が13%→10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。

これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。



●独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)				税源移譲後 (単位:円)			負担増減
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	➡	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000	0円

●夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)				税源移譲後 (単位:円)			負担増減
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	➡	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

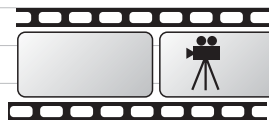
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。

このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

信州の荘厳なる山々を舞台に熱き歌舞伎魂が鼓動する

長編劇映画「村歌舞伎一代」(仮題)



いよいよこの秋から映画「村歌舞伎一代」(仮題)の撮影がスタートします。大鹿村での撮影は、大磧神社舞台において撮影が行われますが、この撮影にエキストラとして出演協力いただける方を募集しています。

詳細は次のとおりです

【日 時】	平成18年11月19日(日)、予備日26日(日) 大鹿小学校体育館集合 AM7:30~8:00までの間 参加者の支度が整い次第大磧神社へ移動していただきます。 (途中参加、退場はできません) 終了予定時刻 16:30
【募集人数】	大鹿村内で 200人
【内 容】	村歌舞伎を見る観客の役です。 主演・片岡孝太郎さんが出るシーンもあります。 服装はできれば、昭和10年代のものをご持参ください。(着物・白ワイシャツ・背広・詰襟学生服・セーラー服・割ぼう着・羽織・もんぺ・半天など、当時の服装に合うものをお持ちの方) 時代設定が昭和10~20年代となっているため、男性の茶髪・長髪の方は出演できません。 下記の写真を、ご参照ください。 衣裳の用意できない方でも、製作側で衣裳は用意いたします。お気軽にご参加ください。
【集合場所】	大鹿小学校体育館 【撮影場所】 大磧神社境内
【備 考】	・出演料は出ませんが、昼食を用意致します。 また、参加者の方々には記念品を差し上げます。 ※当日は、交通手段等がない方もいると思われるので配車を予定しております。後日、ケーブルテレビ5ch及び同報無線にてお知らせいたします。
【エキストラ申し込み連絡先】	大鹿村教育委員会事務局(エキストラ募集) ☎0265-39-2100 まで。(対応時間・平日9:00~17:00)



時代背景は昭和十年代、こんな服装をご用意いただくと大変助かります。

映画は、映像として半永久的に残ります。

この映画に出演した思い出も、かけがえのないものとして一生消えることはありません。映像に思い出を刻む映画づくりに、ぜひ皆さんの手を貸してください。



るくべん館だより Vol.9 『只今藤布貸出中』

とタイトルに記したように、現在るくべん館の展示品の中から「藤布」と藤からとった繊維に撚りをかけた「藤糸」が、安曇野市にある国営アルプスあずみの公園の企画展用に貸し出されている。

国営アルプスあずみの公園では十月七日～十一月五日まで『草木の布展』と題された企画展が催されている。麻・科布・木綿・芭蕉布など、いろいろな植物から作られた繊維や布を集めた展示の中に、大鹿村の藤布で作られた袋も出品されている。県内の草木布ばかりでなく国内外から展示品が集められているそうだが、やはり興味をそそられるのは古くから信濃の国で生産されていたであろう、麻・シナの木・カラムシ・アカソ・イラクサといった草木の繊維から作られた布である。

大鹿村では藤の他にカラムシ・麻・アカソ・桑・楮などが繊維をとる植物として利用されていたようだ。これらの繊維は丈夫であるため、主に米や豆・雑穀類を入れる袋にされたり、豆腐を絞る袋に作られた。いずれにしても、その昔これらの植物から繊維を取って布にしようと、最初にひらめいた人はすごい。おそらく長い時間をかけての試行錯誤の繰り返しの末に、生み出された技術であったと思われる。

藤布一つをとってみても、その製作工程はかなり根気のいる仕事となる。四～五月頃藤蔓が水を吸い上げるようになると採取の時期となる。その時期に採ると皮が剥ぎ易いのだそうだ。先ず刈り取った蔓を叩いて、その割れ目に手をかけて皮を芯から剥ぎ取る。今度はその皮から外皮の茶色く固い部分を取り除き、中皮の白っぽい部分だけを残す。そうして取り出した物をアラソというが、そのアラソを細かく裂いて束にまとめ陰干しにして乾かす。乾燥させた状態で保存しておき、次の工程は農繁期の終わる時期まで置いて置く。

保存しておいたアラソに灰を十分にまぶし、湯の沸いた大鍋に

入れさらに灰を入念に振りかけて煮る。これを灰汁炊き（あくだしき）という。灰汁炊きによつて藤の繊維はやわらかくなる。そうして煮上がったアラソを川に持って行って洗い、さらにコキバシを使って余分な物を取り除ききれいにする。そうしてしごいたアラソをコキソといい、これを今度は米糠を入れた湯の中に数分間浸し軽く揉む。そうすることで米糠の油分が藤の繊維に入り、糸の滑りがよくなり、後の作業がしやすくなる。これをのし入れというが、灰汁炊きからのし入れまでが一日仕事だったそうである。

のし入れが終わると今度は夜なべの藤績み（ふじうみ）である。藤の繊維を細かく割き、撚りつないで長い糸にしていく作業で、熟練した人の手でも一日に績める糸は十匁（三七・五グラム）で、一反の布を織るには四百匁（二・五キログラム）の糸が必要となり、それを作るには少なくとも一カ月半ぐらいかかるそうである。そうして出来た糸に今度は糸車で撚りをかけ、それからやつと機織りの工程へと進む。

こうして織り上げられた布は、丈夫なばかりでなく美しい。忙しい農作業や山仕事の合間に、疲れた体に鞭打って作り出された布は、素朴さとたくましさを持っている。山が提供してくれる豊かな材料を活用するには、手間を惜しまないことが必要であった。そうして山村の生活は続けられてきたのである。

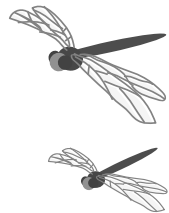
こうして蓄えられて来た技術と経験は、一度絶えてしまったら復元は困難なものになる。今でこそいくらでも簡単に衣類も生活用品も手に入る世の中だが、いつまでもこの豊かさが続く保証はない。その時になってかつての技術を引っ張り出そうとしても、なかなかどうして簡単には知恵は得られないのである。何らかの理由で石油の供給が途絶えた未来世界を想像すると、かつての山村の生活ほど豊かなものはないように思えてくるのだが……。

司法書士無料法律相談会の開設

長野県司法書士会飯田支部では、「法の日」に伴い無料法律相談会が開催されます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

尚、ご来場の際は、相談に関する資料をご持参ください。

- 開設日 10月28日（土）午後1時～午後3時
- 開催場所 大鹿村役場 応接室
- 相談員 長野県司法書士会飯田支部の司法書士 2名



『障害者ふれあい面接会』開催のお知らせ

飯田市・下伊那郡の企業と障害者の皆さんとの就職面接会を開催いたします。

障害者の方を採用（又は検討）可能な事業主さん、就職をお探しの障害者の方、皆さんのご参加をお待ちしています。

- 開催日時
平成18年11月7日（火）
午後1時30分～3時30分まで
- 開催場所
長野県飯田勤労者福祉センター3階 第3・4研修室
（飯田市東栄町3108-1）

参加を希望される方や、詳細についてお聞きになりたい方は、ハローワーク飯田（飯田公共職業安定所）⑩又は⑫番窓口までお問い合わせください。

☎0265-24-8609 FAX0265-22-9449

長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を1人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が改正され、平成18年10月1日から時間額655円になりました。

最低賃金は、法律に基づき、地方最低賃金審議会の答申を受け、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

- 問合せ先
飯田労働基準監督署（☎0265-22-2635）
長野労働局賃金室（☎026-223-0555）
（HP [http : www.nagano-roudoukyoku.go.jp](http://www.nagano-roudoukyoku.go.jp)）

長野労働局からののお知らせ 『職場でのトラブルの解消は労働局で』

— 個別労働関係の分野における専門性をいかした解決へのお手伝い —

長野労働局では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、個々の労働者と事業主の間の労働条件、募集・採用、セクシャルハラスメント等労働関係のあらゆる紛争を対象として解決援助サービスを提供します。

- 長野労働局と各労働基準監督署内の総合労働相談コーナーで情報提供、相談対応します。
- 当事者間で解決が困難な場合、長野労働局長が、解決の方向について助言・指導を行います。
- 弁護士・大学教授から構成される長野紛争調整委員会が、紛争解決のためのあっせんを無料で行います。

【問合せ先】

長野労働局総務部企画室
電話：026-223-0551
飯田労働基準監督署
（飯田総合労働相談コーナー）
電話：0265-22-2635



消防署・消防団合同 の消防演習が 実施されます

来る11月11日（土）午前10時より大鹿小学校において、地震災害を想定した大規模な消防演習が実施されます。

児童や先生方の避難・誘導訓練の後、消防団の消防車、消防署からははしご車、救助車が出動しての消火・救助訓練、松本から防災ヘリコプター「アルプス」が飛来し、救助・搬送訓練を行います。

多くの方の高覧をお願いします。

建設荷役車両特定自主 検査強調月間について

フォークリフト、ブルドーザー等
建設荷役機械を使用されている方へ

年1回の自主検査（特定自主検査）はお済みですか。

安全の機能を維持して作業に使用する、この検査を検査業者又は、検査資格者（法定の）による検査を一年以内1回（不整地運搬車は2年以内に1回）検査を実施、安全な運転操作ができるものを使用しなければならぬこととなっております。

11月1日から11月30日まで強調月間が展開されています。未検査機械については、この際検査を受けて安全に使用していくようにして下さい。

●問合せ先

（社）建設荷役車両安全技術協会
長野県支部

☎026-232-2880

長野労働局安全衛生課

☎026-223-0554

又は県下労働基準監督署

知っていますか？ 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、『中小企業退職金共済法』という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主
対象となる労働者
掛 金

建設業を営む方
建設業の現場で働く人
日額310円

特長

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費をして扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

ホームページ『建退共へようこそ』に、退職金の試算・パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい!!

アドレス <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

●詳しいことは、もよりの建退共長野支部へお問合せ下さい。

所在地 ☎380-0824 長野市南石堂町1230 長建ビル内

☎026-228-7200 FAX026-224-3061

あんなこと こんなこと カメラリポート

太鹿村防災訓練が実施されました

9月3日(日)を中心に各自治会で防災訓練が行われました。今年も各地区で色々工夫を凝らし、消火訓練や避難訓練、炊出し訓練、防災無線の点検などが実施され、村全体で地震等の災害に備えることができました。

また、消防団と日本赤十字奉仕団は合同で「秋季総合訓練」が実施されました。

消防団では開団などの式典の後、各個や小隊編成などの礼式訓練、午後からは消防の実戦訓練が行われ、日赤奉仕団と消防団救護班は、救護訓練を行いました。



大鹿村保育所避難訓練

地震や火事の時はどうしたらいい
のか訓練をしたよ！
消防車にも乗ったよ！



第27回 大鹿村産業文化祭

大鹿村産業文化祭が大鹿村交流センターにおいて11月12日に開催します。

つきましては、村民の皆さんが作られました農産物及び作品等を多数出品していただき、本年度の産業文化祭が盛大なものとなりますようご協力をお願いします。

村の行事予定

10月

- 10月16日 ポリオ予防接種
- 10月17日 空き缶と鉄類の回収
- 10月26日 廃プラスチック回収
- 10月29日 粗大ゴミの回収

11月

- 11月7日 びん・ペットボトルの回収
- " インフルエンザ予防接種
- 11月9日 廃プラスチック回収
- 11月10日 インフルエンザ予防接種
- 11月12日 産業文化祭(交流センター)
- 11月13日 三種混合予防接種(幼児)
- 11月14・17日 インフルエンザ予防接種
- 11月22日 廃プラスチック回収
- 11月下旬 埋立てゴミ回収

12月

- 12月4日 三種混合予防接種
- 12月5日 その他紙回収
- " インフルエンザ予防接種
- 12月6日 ダンボール・牛乳パック回収
- 12月7日 廃プラスチック回収
- 12月8日 インフルエンザ予防接種
- 12月12日 空き缶と鉄類の回収
- 12月21日 廃プラスチック回収
- 12月22日 ヘルス結果報告会
- 12月25日 三種混合予防接種